

平成22年度横浜市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度横浜市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 戸 数 1,789,000 戸
- (2) 年間総給水量 432,525,000 m³
- (3) 1日平均給水量 1,185,000 m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水 道 事 業 収 益	86,292,102 千円
第1項 営 業 収 益	82,002,422 千円
第2項 営 業 外 収 益	4,289,680 千円
支 出	
第1款 水 道 事 業 費 用	81,281,795 千円
第1項 営 業 費 用	74,949,896 千円
第2項 営 業 外 費 用	6,246,899 千円
第3項 特 別 損 失	35,000 千円
第4項 予 備 費	50,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 25,287,921 千円は、当年度

分損益勘定留保資金等 21,402,419 千円、建設改良積立金取崩額 3,885,502 千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	水道事業資本的収入	13,510,746 千円
第1項	企 業 債	10,729,000 千円
第2項	出 資 金	912,000 千円
第3項	補 助 金	1,244,833 千円
第4項	分担金及び負担金	608,007 千円
第5項	その他資本的収入	16,906 千円

支 出

第1款	水道事業資本的支出	38,798,667 千円
第1項	建設改良費	27,140,355 千円
第2項	企業債償還金	10,739,251 千円
第3項	投 資	823,633 千円
第4項	国庫補助金返還金	65,428 千円
第5項	予 備 費	30,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設整備工事	平成23年度から 平成28年度まで	17,751,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 配水管整備事業費及び基幹施設整備事業費にあて
るため。
- (2) 限度額 9,569,000 千円
配水管整備事業費充当企業債 4,304,000 千円
基幹施設整備事業費充当企業債 5,265,000 千円
- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
イ 起債の時期は平成22事業年度。ただし、その
全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起
債することができる。
- (4) 利率 年5.0%以内。
- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年
以内に償還する。ただし、本期間中、未償還
額の範囲内において借り換えることができる。
イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件
による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、
次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び
営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第8条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
152,446 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,100,000 千円と定める。

平成22年 2月16日提出

横浜市長 林 文子